

静岡県養護教諭研究会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡県養護教諭研究会と称する。

(構成)

第2条 本会は、静岡県内の幼・小・中・特別支援学校の養護教諭をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、養護教諭の職務等について研究し、養護教諭の資質向上・学校保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 研修会・講習会 | 3. 関係諸機関に対する要請 |
| 2. 調査研究及び成果の刊行 | 4. その他本会の目的達成に必要な事業 |

(事務局)

第5条 本会の事務局は、事務局長の所属する学校に置く。

本会の所在地は、会長の所属する学校に置く。

第2章 役 員

(役員及び理事)

第6条 本会に、次の役員及び理事をおく。

- | | | |
|------------|-----------|---------------|
| 1. 会長 1名 | 4. 幹事 若干名 | 7. 顧問 1名 |
| 2. 副会長 4名 | 5. 会計 1名 | 8. 会計監査 2名 |
| 3. 事務局長 1名 | 6. 書記 2名 | 9. 理事 第7条5による |

(役員及び理事の選出)

第7条 役員及び理事の選出は、次のように行う。

1. 役員選出委員会は、顧問・幹事及び理事の代表で構成し、役員選出にあたる。
2. 会長・副会長は、次のように選出する。
 - (1) 各地区において理事は会員の意見を聞き、候補者を役員選出委員会に推薦する。
 - (2) 役員選出委員会は、各地区より推薦された候補者の中から会長・副会長（4名）候補を選考し、代表者研修会に上程する。
 - (3) 代表者研修会は、役員選出委員会から上程された候補者の適否について審議し、会長・副会長を決定する。
 - (4) 会長の選出は、原則として静東管内・静西管内の順とする。
3. 事務局長・幹事・会計・書記・会計監査は、役員選出委員会の意向を受け、会長が委嘱する。
4. 顧問は、前会長と校長会より推薦された校長1名とする。
5. 理事は、各地区1名を会員が選出する。会員が51名以上の場合は50名につき1名の理事とする。ただし、政令市はこの限りではない。

(役員及び理事の任務)

第8条 役員及び理事の任務は、次のように定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、会の事務にあたる。
4. 幹事は、事業の推進にあたる。
5. 会計は、会の会計事務にあたる。
6. 書記は、会の記録等にあたる。
7. 顧問は、本会の必要事項について助言する。
8. 会計監査は、会計の監査にあたる。

9. 理事は、地区会員を代表し、代表者会の議決と各地区との連絡調整をする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、研修会を兼ね、年1回以上開く。但し、会長が必要と認めた場合は随時開催できる。

(代表者研修会)

第11条 代表者研修会は、役員・理事で構成し、年3回以上開く。

(代表者研修会の任務)

第12条 代表者研修会は、次の事項を行う。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 事業計画及びその運営に関する事項の決定 | 3. 決算の承認及び予算の議決 |
| 2. 役員の選任 | 4. その他必要事項の議決 |

(議決方法)

第13条 代表者研修会は、構成員の3分の2以上の出席（含委任状）をもって成立する。案件は、構成員の過半数の賛成をもって議決する。

(役員研修会)

第14条 役員研修会は、必要に応じて会長が開催する。役員研修会は、会長・副会長・事務局長・幹事・会計・書記・顧問で構成する。

(役員研修会の任務)

第15条 役員研修会は、事業の計画立案・議決事項の円滑な運営を図る。

第4章 会計

(経費)

第16条 経費は、会費及び関係機関の助成金等をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(会費)

第18条 会員は、年3,000円の会費を納入するものとする。

途中会員については、在籍月数×250円とする。

第5章 会則の改正

第19条 会則の改正が必要なときは、役員会で改正案を作成し、代表者会において審議し、3分の2以上の賛成をもって決定する。

- 附則
- ・本会則は、平成9年4月1日から施行する。
 - ・本会則は、平成11年2月18日一部改正
 - ・本会則は、平成12年2月17日一部改正
 - ・本会則は、平成13年5月28日一部改正
 - ・本会則は、平成14年5月31日一部改正
 - ・本会則は、平成18年5月18日一部改正
 - ・本会則は、平成19年5月25日一部改正
 - ・本会則は、平成20年5月12日一部改正
 - ・本会則は、平成21年5月18日一部改正
 - ・本会則は、平成22年5月17日一部改正
 - ・本会則は、平成28年5月23日一部改正
 - ・本会則は、平成29年2月14日一部改正
 - ・本会則は、平成30年2月16日一部改正
 - ・本会則は、平成31年2月15日一部改正